

多摩市告示第445号

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号。以下「条例」という。）第18条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、令和6年2月29日付け多摩市告示第5号において別に告示で定めることとされている期日は、次の掲げるとおりとする。

令和7年10月14日

多摩市長 阿部 裕行

地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するもの

令和7年10月31日

指定地域	
石川県	輪島市、珠洲市、 鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町